

## 江南市まちづくり会議（分野別会議） 議事要旨

会議名	平成23年度第3回 第1分科会（生活環境、産業分野）
日時	平成23年10月18日（火） 午後1時30分～午後3時30分
場所	江南市役所 3階 第4委員会室
出席者	市民委員 馬場 紀久世、古田 清一、宮川 秀男、望月 晴夫、岩井 喜美子、川瀬 正子 細川 幸子、前田 哲郎
	市職員 永井 嘉信、大藪 勝寛、伊藤 幸実、伊藤 吉弘、大森 幹根
議題	1. 前回の議事要旨について 2. まちづくり評価シート及び目標達成状況について
資料	第2回 まちづくり会議（第1分科会）の議事要旨 まちづくり評価シート（P. 19, 23, 24）の修正資料

### ◆ 会議結果 ◆

#### 1. 前回の議事要旨について

- ・事務局より、第2回まちづくり会議（第1分科会）の議事要旨（資料）に基づき説明がありました。また、前回の会議で委員より質問があった箇所等については、以下のとおり、まちづくり評価シートの修正がありました。  
商品販売額 H20～H22の実績値等をすべて－（ハイフン）に修正し、H19の実績値を欄外に記載  
製造品出荷額 H22の実績値等は－（ハイフン）に修正し、実績値の確定時期を欄外に記載
- ・前回の議事要旨及びまちづくり評価シートの修正については、原案のとおり了承されました。

#### 2. まちづくり評価シート及び目標達成状況について

##### 〔柱5〕自然と調和した快適な生活環境の確保

- ・第1回の会議で配布された資料3・4に基づき、委員（環境課長）より説明がありました。

##### 〔個別目標①〕環境保全の意識が高まり、環境負荷の少ない生活・活動を営んでいる

- ・浄化槽の点検及び清掃回数は法律で定められているが、守られていないケースもあると聞くので、行政側から清掃業者へ指導などの働きかけができないかとの意見があり、各家庭の実態までは市では把握していないが、法律に基づき適正な管理を行っていただけるように啓発などの対応を今後検討したいとの説明がありました。
- ・バキュームカーが増水した用水にホースを下ろしている現場を見たことがあるが、どんな作業をしているのかとの質問があり、今後調査し、問題があれば対応するとの説明がありました。

##### 〔個別目標②〕公害苦情等が少なく、生活環境が保全され快適な生活を送っている

- ・河川水質の環境基準達成項目数の指標について、戦略計画改訂基本計画と記載が異なるのではないかとの質問があり、戦略計画改訂基本計画では目標値等を全項目と記載していたが、まちづくり評価シートでは達成率が算定できるよう、具体的な数値で表示しているとの説明がありました。
- ・柱5の内容については、原案のとおり了承されました。

## **〔柱6〕ごみ減量と適切な処理の推進**

- ・資料3・4に基づき、委員（環境課長）より説明がありました。

### **〔個別目標①〕リサイクルが進み、市民が出す可燃ごみ量が減っている。**

- ・ごみ減量「57 運動」は平成 10 年 2 月から続いているが、いつまで続けるのかとの質問があり、新ごみ処理施設の建設までにはまだ時間がかかることやごみ処理コストを減らすためにも、ごみ減量へ向けた取り組みは続けていかなければならないとの説明がありました。
- ・家庭系可燃ごみの量は減少しているが、例えば、お茶殻の水を絞ってごみを出すなど具体的な取り組みを決めて取り組まないと「57 運動」の推進や効果が見えづらいとの意見がありました。
- ・現在、剪定枝は指定袋に入れて可燃ごみとして出されているが、中間処理場所への個人持込みなどの方法を平成 25 年度から実施していく方向で検討しており、今後はそういった取り組みによる減量効果も見込まれるとの説明がありました。

### **〔個別目標②〕ごみ、し尿、火葬が適正に処理され、市民の生活環境が保全されている**

- ・不法投棄防止のため、市役所が行ったパトロールの取り組み内容について質問があり、職員が週に 1 回程度市内を巡回し、不法投棄のあった場所には注意書きの紙を張り出すなどの取り組みを行ったとの説明がありました。また、県から委嘱された地域環境保全委員 4 名が、毎月 1 回市内の環境状況を調査し、報告するなどの活動を行っているとの説明がありました。
  - ・可燃ごみの収集が午後になることがあるが、収集時間が変わる可能性があるかの質問があり、収集エリアが広い地域だと収集時間が延びる場合もあるとの説明がありました。
  - ・無料の家電回収所がここ数年増えているが問題ないかの質問があり、回収業者としては、回収した家電等はごみではなく中古品との見解であるため、特に行政指導等を実施した例はないとの説明がありました。
- ・柱 6 の内容については、原案のとおり了承されました。